

平成 28 年 3 月 25 日

養父市議会議長 勝 地 恒 久 様

予算特別委員会

委員長 勝 地 貞 一

予算特別委員会審査報告書

平成 28 年 3 月 14 日及び 25 日、本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、養父市議会会議規則第 101 条の規定により報告します。

記

1 審査年月日

平成 28 年 3 月 18 日（金）・25 日（金）

2 審査結果

議案番号	事 件 名	審査結果
議案第 57 号	平成 27 年度養父市一般会計補正予算（第 6 号）	原案可決すべきもの

（別紙）審査内容等報告書

(別紙)

予算特別委員会 審査内容等報告書

議案第 57 号 「平成 27 年度養父市一般会計補正予算（第 6 号）」

今定例会に付託された議案第 57 号は、一度審査を終えたが、議案の訂正願いが許可されたため、再度慎重に審査した。

【質疑】 6 次産業化拠点施設として旧建屋小学校を活用するが、施設は誰が管理するのか。

【答弁】 グラウンド等の管理を含めて、施設の全体計画ができた段階で協議し決定する。

【質疑】 旧建屋小学校は市の財産である。なぜ、やぶパートナーズ株式会社に補助金を出して補修するのか。

【答弁】 6 次産業化拠点施設づくりは、官民協働の取り組みを進めるため、民間の活力も活用しながら地方創生を進めていく。将来は民間企業が自立して運営していく必要がある。

【質疑】 公共施設等整備基金は幾らまで積み立てるのか。

【答弁】 目標額の設定はしていない。公共施設の改修、除去など多くの費用が必要となるため基金を毎年積み立てる。

【質疑】 防災・災害対策施設整備事業費の金額の訂正により、契約の相手方への支払いに影響はないのか。

【答弁】 中間検査の実施により、平成 28 年 1 月に半額程度の支払いをしており現段階では影響はない。